





- (1) 午前の部 9時~13時
- (2) 午後の部 13時~17時
- (3) 夜の部 17時~21時

但し、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

使用料

第9条 管理者は使用を許可した場合、会館維持費として使用料を徴収できる。 使用料は別に定め、改訂は総会の議決をもって行う。

使用上の注意事項

第10条 使用者は、次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 申請者以外の使用を禁止する。(又貸し禁止)
- (2) 火気及び戸締まりに十分気を付ける事。
- (3) 近隣居住者に迷惑を及ぼす行為をしない事。
- (4) 許可なく、備品類を他に持ち出さない事。
- (5) 許可なく、会館に改造又は変更を加えない事。
- (6) 使用後は、掃除を行い、設備又は備品を現状に戻す事。
- (7) 使用の際出たゴミ類は、必ず持ち帰る事。

損害賠償

第11条 管理者は、使用者が会館設備又は備品類を破損した場合は、実費弁償させることが出来る。

防火管理者の任命

第12条 管理者は、防火管理者(消防法第8条に基づく有資格者)を任命し、火災 予防に努めなければならない。

この規則に定めなき事項について

この規則に定めなき、実施細目等必要事項については、その都度管理者が定めることが出来る。

付 則

この規則は、平成10年4月12日より実施する。



